

6 生 私 振 第 6 8 7 号
令 和 6 年 7 月 9 日

関係学校法人理事長 殿

東京都生活文化スポーツ局私学部長
加 倉 井 祐 介
(公 印 省 略)

令和 6 年度私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備
整備推進事業費）の実績報告書の提出について（依頼）

このことについて、下記のとおり書類の提出をお願いします。
なお作成に当たっては、「提出書類作成上の留意点」を参考にしてください。

記

1 提出書類及び部数

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 実績報告書（様式第 7、別紙） | 1 部 |
| (2) 納入状況を確認できる写真数枚 | 1 部 |
| (3) 契約書（又は注文書及び請書）の写し | 1 部 |
| (4) 納入業者の納品書、請求書及び領収書の写し | 各 1 部 |
| (5) 学校の検査調書の写し（様式自由） | 1 部 |

2 提出期限

補助事業を完了したときは、その日から起算して 3 0 日を経過した日又は令和 7 年 4
月 1 0 日のいずれか早い日まで（郵送必着）

※ 1（1）については、電子メールによりデータも併せてご提出ください。

3 提 出 先

〒 163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課助成担当 早川
電 話 0 3 - 5 3 8 8 - 3 1 9 7
E-MAIL S1121501@section.metro.tokyo.jp

4 実績報告書の提出後の事務作業

- (1) 都は実績報告書の書類審査と必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付決定の
内容及びこれに付された条件に適合するか否かを確認します。
- (2) (1) の確認結果が適合している場合のみ、交付すべき補助金の額を確定し、補
助金を支出するとともに補助事業者に通知します。

5 その他

- (1) 書類確認等において、事業内容が交付条件に適合していないことが判明した場合
は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことがあります。
- (2) 補助金交付の際に必要な書類については、別途提出を依頼します。

- (3) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、文部科学大臣が財産の処分制限期間を別に定めており（平成14年3月25日文部科学省告示第53号）、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、又は担保に供すること）を行うに当たっては、文部科学大臣の承認が必要となります。
- (4) 様式及び本依頼に係る資料は、次のURLからダウンロードしてください。
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000682.html>